

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

外国人登録証明書のこと

へいせい ねん がつ にち てつづ しょうめいしょ こうふ しょうめいしょ
 (平成24年7月8日 までに 手続きして もらった 証明書、または 交付された 証明書)

がいこくじんとうろくしょうめいしょ

○外国人登録証明書とは

へいせい ねん がつ か はいし がいこくじんとうろくせいど つく
 平成24年7月9日に 廃止された 外国人登録制度に もとづいて 作られた カードです。

へいせい ねん がつ にちいこう きかん つづ つか
 平成24年7月9日以降 しばらくの 期間 続けて 使うことが できます。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ つか きげん

○外国人登録証明書が 使える 期限のこと

げんざい も がいこくじんとうろくしょうめいしょ つかう した か ひ
 現在 持っている 外国人登録 証明書を 使うことが できるのは、下に 書いてある 日まで
 です。

あたら とくべつえいじゅうしゃしょうめいしょ てつづ
 新しい 特別永住者 証明書を もらうための 手続きを して ください。

	16さい いじょう	16さい みまん	てつづきの ばしょ
とくべつえいじゅう しゃ の かた	がいこくじんとうろく しょうめいしょの ゆ うこうきげんが 2015 ねん7がつ8か よりも まえ ⇒2015ねん7がつ8か	16さいの たんじょう び	にしのみや しゃく しょ ほんちよう しゃ または おち かくの ししょ (あ くたにしのみやす てーしょん、さーび すせんたーは のぞ く)
	がいこくじんとうろく しょうめいしょの ゆ うこうきげんが 2015 ねん7がつ8か より あと ⇒がいこくじんとう ろくしょうめいしょ の ゆうこうきげん		

がいこくじんとうろくしょうめいしょ ゆうこうきげん

※外国人登録証明書の 有効期限

↓

も がいこくじんとうろくしょうめいしょ うえ か じかいかくにん きりかえ しんせいきかん
 持っている 外国人登録 証明書の 上に 書いている 次回確認 (切替) 申請期間

さいしょ ひ
 の 最初の日

せいかつの いろいろなこと (にしのみやしの ばあい)

へんこう ひつよう
○変更に必要なもの

あた ー ど へんこう ひつよう
新しいカードに変更するときに必要なものは次の3つです。

がいこくじんとうろくしょうめいしょ
① 外国人登録証明書

ばすぽーと
② パスポート

しゃしん まい 3 げついない さつえい たて せんち よこ せんち
③ 写真1枚 → 3か月以内に撮影し、縦4センチ、横3センチのもの

だいにんにん しんせい じぶん か ひと てつづ
○代理人が申請するには（自分ではない代わりの方が手続きするには）

てつづ ほんにん しんせい ひつよう おな せたい さいいじょう
手続きは、本人が申請をする必要があります。ただし、同じ世帯の16歳以上の

しんぞく ほんにん いらい か しんせい
親族は、本人からの依頼があれば、代わりに申請することができます。

か ひと しんせい か じぶん だれ しょうめい
代わりの方が申請するには、代わりの方は、自分が誰であるかを証明する

うんてんめんきょしょう ばすぽーと ひつよう
運転免許証、またはパスポートが必要です。

うえ か じょうけん てつづ にのみやしやくしょ ほんちようしゃ ちか
※上に書いている条件で手続きにいけないばあいは、西宮市役所本庁舎か、近く

ししょ き
の支所で聞いてください。

あくたにのみやすてーしょん きーびすせんたー
※アクタ西宮ステーション、サービスセンターでは

うえ か てつづ
上に書いている手続きができません。

と あ さき
(問い合わせ先)

にのみやしやくしょしみんだい か
・西宮市役所市民第2課

ろくたんじちょう
六湛寺町10-3

0798-35-3104

なるおししよ

- ・鳴尾支所：

なるおちよう ちょうめ

鳴尾 町 3 丁 目 5-14

0798-47-0101

かわらきししよ

- ・瓦木支所：

かわらばやしちよう

瓦 林 町 8-1

0798-67-5132

こうとうししよ

- ・甲東支所：

こうとうえん ちょうめ

甲 東 園 3 丁 目 2-29

0798-51-2681

しおぜししよ

- ・塩瀬支所

なほしんまち

名塩新町1

しおせせんたー1かい

塩瀬センター1階

0797-61-0521

やまぐちししよ

- ・山口支所

しもやまぐち ちょうめ

下 山 口 4 丁 目 1-8

やまぐちせんたー かい

山 口 セ ン タ ー 1 階

078-904-0395